



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 日清食品ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長・CEO 安藤 宏基
(コード番号 2897 東証第一部)
問合せ先 CAO 伊地知 稔彦
電 話 (03)3205-5111(代表)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、当初平成 19 年 4 月 23 日開催の当社取締役会において、株主の皆様のご承認を条件として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入することを決議し、同年 6 月 28 日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。その後、直近では平成 25 年 5 月 24 日開催の当社取締役会において、株主の皆様のご承認を条件として、同対応策の更新を決議し、同年 6 月 26 日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました（以下、更新後の対応策を「旧プラン」といいます。）。旧プランの有効期限は、平成 28 年 6 月開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社では、旧プランの更新後も、当社を取り巻く社会・経済情勢の変化等を勘案しつつ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、旧プラン更新の是非を検討しました結果、平成 28 年 5 月 12 日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、以下のとおり、旧プランを更新（以下、更新後の対応策を「本対応策」といいます。）することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、決議にあたっては、いずれの監査役も、本対応策の具体的運用が適正に行われることを条件として本対応策に賛同する旨の意見を述べております。

本対応策の旧プランからの主な変更点は、以下のとおりです。

- ①対抗措置の発動の可否等について株主意思を確認する仕組みを導入（独立委員会の勧告を最大限尊重した上で取締役会が相当と判断した場合に株主意思確認総会を招集）いたしました。
- ②独立委員会の委員を当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役・社外監査役の中から選任することといたしました。
- ③当社取締役会が大規模買付者から情報提供を受けた必要情報に加えて追加的に情報提供を求める場合の期限の上限を設定いたしました。
- ④大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合に、大規模買付者

が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない旨を明確化いたしました。

⑤その他、語句の修正、文言の整理等を行いました。

第1 本対応策の目的

本対応策は、公開買付け等の当社株式を対象とする大規模な買付行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす場合において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるため、当該買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

第2 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

1 中期経営計画について

当社は、創業者が掲げた「食足世平」、「食創為世」、「美健賢食」及び「食為聖職」の4つの言葉を変えることのない創業の価値観と捉え、グローバルに「食」の楽しみや喜びを提供することで、社会や地球に貢献する「EARTH FOOD CREATOR」をグループ理念とし、その体現を目指しております。

<中期経営計画 2015 の振り返り>

前中期経営計画「中期経営計画 2015」では、「グローバルカンパニーへの推進」をテーマに、特に成長市場及び新興市場においては「拡大」を重視した積極的な海外投資を実行いたしました。

その結果、海外事業の大幅な成長を実現し、売上高目標（海外売上高を含む）及び純利益目標は達成しましたが、システム投資等グループ機能拡充のための先行投資や、規模拡大・新規参入を図った地域（アジア・EMEA）における収益化の遅れを主な原因として、営業利益及び経常利益（利益率を含む）目標は未達となりました。

今後は、特に利益拡大の見込める市場に対して、当社グループの日本や中国における成功パターンを基に集中的に事業を展開していく、収益性重視の戦略にシフトしてまいります。

<中期経営計画 2020 の目標と目標達成に向けた戦略>

本年度からの 5 カ年は、「中期経営計画 2020」（以下、「本中計」といいます。）に取り組んでまいります。

本中計では、「グローバルカンパニーとしての評価獲得」の要件として、「本業で稼ぐ力」と「資本市場での価値」を重視した数値目標を設定します。

		2015	2020	
		実績値 日本会計基準	(参考) (日本会計基準)	目標値 I F R S 基準
本業で 稼ぐ力	売上高	4,681 億円	(6,000 億円)	5,500 億円
	調整後営業利益*	247 億円	(400 億円)	475 億円
資本市場 価値	時価総額**	5,700 億円		1 兆円
	純利益***	269 億円		330 億円
	R O E	7.4%		8%以上
	調整後 E P S****	196 円	年平均成長 10%以上	330 円
		配当性向は、期間平均 40%以上		

* 調整後営業利益＝営業利益±退職給付会計の影響

** 時価総額＝株価×期末発行済株式数（自己株式控除後）

*** 日本会計基準における「親会社株主に帰属する当期純利益」、IFRS 基準における「親会社の所有者に帰属する純利益」

**** 調整後 EPS＝調整後 NOPAT***** ÷ 期中平均発行済株式数（自社株控除後）

***** 調整後 NOPAT ＝税引後調整後営業利益＋持分法損益＋のれん償却額（持分法に含まれるものを含む）－非支配株主に帰属する当期純利益

上記数値目標の達成に向けては、以下 5 つの戦略を遂行し、収益性の追求を徹底します。

① グローバルブランディングの促進

海外の収益性向上のため、自社の強みが活かせる高付加価値商品のカップヌードルの海外展開を加速し、海外販売食数において 1.5 倍の成長を目指し、収益の向上につなげます。明確化したターゲット（一定の生活水準を満たした若者）に対して、デザイン・フレーバー・プロモーションの各施策でアプローチを徹底する事で、効果的かつ効率的にマーケットへの浸透を促進してまいります。

② 海外重点地域への集中

市場自体の魅力（即席めん市場規模・成長性）、当社の勝機（事業基盤の強さ及び短～中期でのカップ型商品等の高付加価値製品市場拡大可能性）の 2 つの観点から、B R I C s（ブラジル、ロシア、インド、中国）を重点地域として設定し、当該地域における確実な利益成長を実現します。

中国では成長する収益率の高いカップヌードルの販売エリア拡大をさらに進めてまいります。インドでは都市部での袋めんの成長に加え、急増する中間富裕層に向けてカップヌードルの強化も推進してまいります。ブラジル、ロシアに関しましては、ともに No.1 シェアの確固たる基盤を活かし、高付加価値商品のカップめん市場拡大を図り、さらなる

シェア獲得と利益を目指してまいります。

③ 国内収益基盤の磐石化

人口減少及び人口・消費者構成変化に影響されない事業モデルを構築すべく、マーケティングを軸とした国内市場の深耕と、省人化及び食の安全性の向上を可能にする工場高度化投資を実施し、国内即席めん事業の収益基盤をより磐石なものとしていくことで、「100年ブランドカンパニー」の実現を目指してまいります。

④ 第2の収益の柱の構築

菓子・シリアル事業を第2の収益の柱へと成長させるため、国内外での取り組みを強化します。各社のさらなるブランド成長に加え、技術シナジーによる連携強化、海外事業展開、M&Aの活用を行い、持分法適用会社である提携先も含めて売上高1,000億円規模を目指してまいります。また、低温事業・飲料事業におきましても、前中計期間までに進めてきたブランドの浸透を背景に、国内でのさらなる利益成長を目指してまいります。

⑤ グローバル経営人材の育成・強化

これまでの積極的投資によりプラットフォームの強化は進み、成長をサポートする体制を整えることができました。今後は選抜型社内大学やダイバーシティの推進、及び海外トレニー制度の強化などによるグループ内での人材育成施策と、外部からの人材登用との両輪で経営人材を増やし、グローバル経営を加速してまいります。

<グループ理念の体現に向けたさらなる取組み>

中期的な数値達成のための戦略遂行に加え、あらゆる食の原点である「穀物」を即席めん事業で培った技術力とマーケティング力で磨いてさらなる食の可能性を追求してまいります。

日々CreativeでUniqueな仕事に取り組み、Globalな領域で、「食」を通じて世界の人々にHappyを提供する「EARTH FOOD CREATOR」を体現していくことで、企業価値及び株主共同の利益をさらに大きなものにしていくことができるものと確信しております。

2 コーポレート・ガバナンスへの取組みについて

当社は、安全・安心な食品を提供し、株主、消費者、従業員、取引先、地域社会・住民など、全てのステークホルダーの利益が最大化されるように事業を推進するとともに、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営上の最重要課題の一つとして認識し、客観性と透明性の高い経営の実現に努めています。この目的を達成するために、当社がかねてから複数の社外取締役及び社外監査役を迎え、社外の有識者の意見を積極的に経営に取込み、経営の活性化と透明化を図るとともに、意思決定の迅速化及び経営と業務執行の分離を図るため、平成10年6月から、執行役員制度を導入しています。また、当社は昨年6月に適用開始となったコーポレートガバナンス・コードを真摯に受け止め、可能な限り対応してまいります。その具体的な取組みとして、(1)昨年11月には指名、報酬、ガバナンスの透明性・公平性を担保する為、独立社外取締役、独立社外監査役が過半数を占める取締役会の諮問機関である「経営諮問委員会」を新設・運用を開始し、(2)平成28年6月開催予定の本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂きました際の新体制では、社内取締役を9名から3名へ大幅に削減したうえで、社外取締役を4名から5名に増加さ

せて過半数とし（8名中5名）、独立社外取締役を2名から3名に増加させ、3分の1以上（8名中3名）を占める体制を構築し、更なる経営の透明化、監督機能の強化を図ってまいります。

さらに、監査役会設置会社として、3名の監査役により、取締役の職務執行の監視体制を強化するとともに、監査役の業務を補助するための専任のスタッフ数名の配置、監査役と連携を保ち監査効率を高める内部監査室の充実、内部統制システムの強化等を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めています。

第3 本対応策継続の必要性

当社は、当社グループが持続的な成長と中長期的な株主価値の向上を果たす戦略を掲げ、株主の皆様ごの期待に応える経営に邁進するためには、本施策がその完遂に必要なものであると考えております。現時点では、当社が特定の第三者から大規模買付行為（後記第5第1項において定義されます。）を行う旨の通告や連絡等を受けている事実はありません。しかしながら、不測の事態が発生する可能性は常に存在しており、企業価値の毀損や株主共同の利益の侵害といった事態が生じる恐れを完全に否定できるものではありません。

具体的には、当社グループは、マーケティング力と技術イノベーション力を強みとしておりますが、当社グループ事業について十分に理解していない大規模買付者（後記第5第1項において定義されます。）の方針や戦略によっては、マーケティングの方向性や開発体制の継続性が失われ、グループ理念である「EARTH FOOD CREATOR」等に基づき、ヒット商品を生み出してきた土台が毀損し、中長期的な企業価値の低下を招くおそれがあります。

また、当社は、大規模買付者との間にも中長期的な企業価値の向上を主題とした建設的な対話が可能であると考えており、そのための機会と十分な時間の確保は大規模買付者にとっても有意義なものと捉えています。

当社は、大規模買付者により大規模買付行為が行われる場合、これを受け入れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様ご自身の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社の事業及び経営の方針に直ちに大きな影響を与えうるものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。また、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、先に述べた当社の企業価値の根幹を脅かし、当社の企業価値及び株主共同の利益に明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされるおそれも、決して否定できない状況にあります。

そこで、当社としては、大規模買付行為が行われようとする場合、大規模買付者に対して大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断する必要かつ十分な情報を提供するように求めること、大規模買付者の提案する事業及び経営の方針等が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様ごの判断の参考に供すること、さらに、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社の事業及び経営の方針等について大規模買付者と交渉・協議を行い、あるいは当社取締役会としての事業及び経営の方針等に関する代替案を株主の皆様ごに提示するというプロセスを確保するとともに、当

社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、株主の皆様に対する責務であると考えております。

また、株主の皆様にとっても、大規模買付者の提案に一定のルールを設け、十分な情報の提供と検討の期間を確保し、取締役会が必要な交渉を行うとともに、公正なご判断を仰ぐ仕組みを構築することは、株主共同の利益の向上のためにも必要であると考えます。

現在も金融商品取引法によって、濫用的な買収を規制する一定の対応はなされておりますが、公開買付けが開始される前における情報提供と検討時間を法的に確保することおよび市場内での買集め行為を法的に制限することがいずれもできないなど、必ずしも有効に機能しないことが考えられます。当社が中長期的な企業価値の向上を目指し、持続的な成長戦略を実施するために本施策を定めることにより、不測の事態などによる混乱や弱体化に備えることは、当社の経営資源を分散させることなく成長戦略に集中できる環境を整えるために必要であります。本施策を定めることは決して当社の取締役の保身を目的としないのみならず、取締役の責務である当社グループの企業価値・株主共同の利益の維持、向上に資するものと考えております。

以上のとおりですので、当社は、かかる見解を具体化する施策として本対応策を継続し、以下のとおり、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関する手続並びに大規模買付者が当該手続を遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置発動の要件、手続及び内容に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を定めることといたしました。

なお、平成 28 年 3 月 31 日現在の当社株式の状況は、別紙 4 のとおりですが、本日現在、特定の第三者からの当社株式の大規模買付行為の申入れ、打診等の事実はございません。

第 4 大規模買付ルールの概要

1 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大規模買付行為に先立ち、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報提供を求めるとともに、当社取締役会がこれらの大規模買付行為に関する情報を検討し、あるいは大規模買付者との協議を行い、代替案等の検討をするために必要な期間の確保を要請するものです。

大規模買付者は、当社取締役会及び後記第 2 項のとおり設置される独立委員会の要請に従い、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報提供を行い、かつ当社取締役会による合理的な協議・検討のための期間が確保された場合には、当該期間経過後に大規模買付行為を開始することができます。

これに対し、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールで定められた手続に違反し、又は大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損させるおそれがあると認められる場合には、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置（以下、「対抗措置」といいます。）の発動を講ずることができるものとします。

2 独立委員会の設置

当社取締役会は、本対応策を適正に運用し、対抗措置の発動・不発動の是非等について当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役・社外監査役の中から選任します。独立委員の具体的な選任基準等の詳細については別紙1のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付者から受領した情報及びその分析結果並びに当社取締役会が作成する代替案等を独立委員会に提供します。独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、これらの情報及び自ら必要と認めて入手した情報、並びに外部専門家の意見等を検討し、対抗措置の発動の是非等について、当社取締役会に対する勧告を行います。

なお、当社が本対応策更新に際して独立委員として選任した3名の氏名及び略歴については、別紙2のとおりです。

第5 大規模買付ルールの内容

1 大規模買付ルールの適用対象となる大規模買付行為及び大規模買付者

大規模買付ルールの適用対象となる大規模買付行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）は、以下の①又は②に該当する行為とします。ただし、当社取締役会が、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものと判断して同意した行為を除きます。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、公開買付け²に係る株券等の株券等所有割合³並びに公開買付者⁴及びその特別関係者⁵の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ② 当社が発行者である株券等⁶について、保有者⁷及び共同保有者⁸の株券等保有割合⁹が20%以上となる買付けその他一切の行為

なお、大規模買付行為を行う者及び大規模買付行為を行おうとする者を、以下において「大規模買付者」といいます。

¹ 金融商品取引法第27条の2第1項において定義されます。

² 金融商品取引法第27条の2第6項において定義されます。

³ 金融商品取引法第27条の2第8項において定義されます。

⁴ 金融商品取引法第27条の3第2項において定義されます。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第7項において定義されます（当社取締役会が同項所定の特別利害関係人に該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

⁶ 金融商品取引法第27条の23第1項において定義されます。

⁷ 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）を含みます。

⁸ 金融商品取引法第27条の23第5項において定義されます。なお、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

⁹ 金融商品取引法第27条の23第4項において定義されます。

2 意向表明書の提出及び必要情報リストの交付

(1) 意向表明書の提出

当社は、大規模買付者に対して、大規模買付行為を開始するに先立ち、大規模買付者の名称、住所又は本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、かつ以下の事項に関する法的拘束力を有する誓約文言（以下、「誓約文言」といいます。）を日本語で記載した意向表明書（以下、「意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式により提出することを求めます。

- ① 意向表明書が大規模買付ルールに基づく意向表明書として提出されるものであること
- ② 大規模買付者は、大規模買付ルールを遵守し、当社取締役会による検討期間（後記第4項において定義される。）が終了するまでの間、又は株主意思確認総会が開催される場合には、株主意思確認総会において大規模買付対抗措置の発動の是非について決議がなされるまでの間、大規模買付行為を停止すること
- ③ 独立委員会の勧告を踏まえ、当社取締役会において対抗措置の発動が決議された場合、又は株主意思確認総会において対抗措置の発動が決議された場合、大規模買付者は大規模買付行為に関する提案の撤回を真摯に検討すること
- ④ 当社が必要と判断する場合に、後記第4項に定める大規模買付者による提案の概要等の開示に先立ち、大規模買付者から意向表明書が提出された事実、その他大規模買付行為に関する情報につき当社が適切な情報開示を行うことに同意していること
- ⑤ 大規模買付者は、株式取引市場において混乱が生ずることを回避するため、当社取締役会が後記第4項に定める大規模買付者による提案の概要等の開示を行う時点、又はこれに先立ち当社が大規模買付行為に関する情報開示を行う時点のいずれか早い時点までの間、大規模買付行為に関する一切の情報を秘密として保持すること（ただし、法令等で開示を義務付けられたものを除く。）

(2) 必要情報リストの交付

当社は、大規模買付者に対し、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「必要情報」といいます。）の日本語で記載された書面による提供を求めます。当社取締役会は、大規模買付者に対し、意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただく必要情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。必要情報の一般的項目については、以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループの概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3カ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）

- ② 大規模買付行為の目的及び具体的内容（買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法等を含む。）
- ③ 大規模買付者の株券等保有割合及び保有株券等の数
- ④ 大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、並びに資金調達の内容及び条件
- ⑤ 大規模買付者が当社の経営権を取得した場合における当社及び当社グループの経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3カ年の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、並びに役員候補者及びその略歴
- ⑥ 大規模買付者と当社の主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係
- ⑦ 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社の役割
- ⑧ 当社の消費者、主要取引先、従業員、地域社会その他の当社の利害関係者との関係において、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- ⑨ 現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- ⑩ 大規模買付者が提供する必要情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、代表者による宣誓

3 大規模買付者に対する追加情報等の請求及び大規模買付者との協議

大規模買付者から意向表明書及び必要情報の提出を受けた場合、当社取締役会は、速やかに意向表明書及び必要情報を独立委員会に提供するとともに、その内容を精査し、提出された意向表明書又は必要情報が不十分であると判断した場合には、独立委員会の勧告を考慮した上で、大規模買付者に対して、合理的な期限を定めて（最初に必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）意向表明書に記載された誓約文言の追加若しくは修正又は追加情報の提出を求めることができるものとします。

また、当社取締役会は、当社が必要かつ有益と判断する場合、大規模買付者との間で、大規模買付行為に関する提案の条件について協議することができるものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた追加情報並びに大規模買付者との協議の状況及び結果を、独立委員会に対して速やかに提供します。

なお、大規模買付者が提出した意向表明書及び必要情報は、株主の皆様の判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で開示いたします。

4 大規模買付行為に関する提案の開示、検討及び協議等

当社取締役会は、独立委員会の勧告を踏まえ、大規模買付者からの意向表明書及び必要情報の提供が完了したと判断し、かつ株主の皆様のために必要と認める場合には、当社取締役会が相当と判断する時点において大規模買付者による提案の概要、以下に定める検討期間の開始日及び終了日、その他当社取締役会が相当と認める事項を株主の皆様の開示します。

当社取締役会は、上記開示日を開始日とし、大規模買付行為が当社株券等のすべてを現金（日本円）のみを対価として行う公開買付けである場合には開始日から 60 日間、大規模買付行為がこれ以外の行為である場合には開始日から 90 日間を検討期間（以下、「検討期間」といいます。）として、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、大規模買付者から提出を受けた必要情報の内容を十分に検討し、大規模買付者の提案に対する当社取締役会としての意見を慎重に取り纏めるものとします。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行うとともに、当社取締役会として、独立委員会及び株主の皆様に対し、当社の事業及び経営の方針等についての代替案を提示することができます。

なお、当社取締役会は、上記の検討及び協議にあたり、当社の費用で必要に応じて独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、その他の専門家を含みます。以下、総称して「アドバイザー等」といいます。）の助言を求めることができるものとします。

当社取締役会は、検討期間内に大規模買付行為に対する意見を取り纏めるに至らない場合には、独立委員会が合理的と認める期間内（原則として 30 日を上限とします。）にわたり検討期間を延長することができるものとします。ただし、検討期間の合計は 120 日を超えないものとします。なお、延長を決議した場合には、速やかに具体的な延長期間及び当該延長の理由を開示するものとします。

5 大規模買付行為に関する提案の修正及び撤回

大規模買付者が意向表明書又は必要情報に記載された大規模買付行為に関する事項について重要な修正・変更を提案した場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を踏まえ、当該変更が、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものと判断する場合には、大規模買付ルールに基づく従前の手続を継続します。

他方、当社取締役会が、独立委員会の勧告を踏まえ、前記の重要な修正・変更の提案が、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものと判断できない場合には、従前の提案内容に関する従前の手続を中止します。この場合、大規模買付者が修正・変更後の提案について新たな意向表明書を提出したときは、当社取締役会は、これを新たな大規模買付行為に関する提案として取り扱い、大規模買付ルールに基づく手続を新たに開始するものとします。

6 独立委員会による勧告

当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役・社外監査役の中から選任します。

当社取締役会は、必要情報並びに当社取締役会による必要情報の評価、分析結果及び代替案等を独立委員会に提供します。独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、当社取締役会から受領した必要情報、これに対する当社取締役会による評価、分析結果及び代替案等を参考にし、①大規模買付者が提供する情報が十分なものであるか、②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか、③検討期間の延長について必要性及び相当性が認められるか、④大規模買付者による提案の修正・変更が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものか、⑤対抗措置の発動要件が満たされるか、⑥対抗措置を発動すべきか否か、⑦対抗措置の発動にあたって株主意思確認総会を招集すべきか否か、⑧対抗措置の発動の中止又は変更について必要性及び相当性が認められるかについて、適時に当社取締役会に対して勧告を行います。

なお、独立委員会は、上記の検討及び協議にあたり、当社の費用で必要に応じて当社取締役会から独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、その他の専門家を含みます。）の助言を求めることができるものとします。

また、独立委員会は、当社取締役会から受領した必要情報の内容が不十分であると判断した場合は、合理的な期限を定めて、大規模買付者に対し、直接又は当社取締役会を通じて、大規模買付者、必要情報、その他大規模買付行為に関する追加情報を提供するよう求めることができるものとします。さらに、独立委員会は、当社取締役会による必要情報の評価、分析結果又は代替案等の内容が不十分であると判断した場合には、当社取締役会に対して、追加情報や追加資料の提供を求めることができるものとします。

当社取締役会は、株主の皆様の判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、独立委員会の勧告の内容を開示するものとし、また、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取り纏めて株主の皆様に開示するものとします。

7 対抗措置の発動

(1) 対抗措置の内容

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、大規模買付ルールを遵守しない場合、又は後記(2)に述べる一定の対抗措置の発動の要件を満たす場合は、新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動を決議することができるものとします。

具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙3に定めるとおりとします。この新株予約権には、大規模買付者及びその特別関係者等は行使できない旨の差別的

行使条件を付する場合があります。また、当社は、大規模買付行為への対抗措置として機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録を行う場合があります。なお、当社は、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

(2) 対抗措置発動の要件

当社取締役会が、具体的な対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

① 大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、又はその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が当社取締役会の検討期間が経過する前に又は株主意思確認総会が開催される場合には株主意思確認総会において大規模買付対抗措置の発動の是非について決議がなされる前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合で、当社取締役会が大規模買付ルールを遵守するよう書面にて要請したにもかかわらず、速やかに違反状態が是正されない場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動を決議することができるものとします。

② 大規模買付ルールを遵守している場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守している場合、当社取締役会が、意向表明書及び必要情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為に対し反対の意見を有するに至った場合であっても、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、代替案を提示することにとどめて、原則として対抗措置の発動を決議しないものとします。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、当社の株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当社取締役会が、検討期間内において、必要情報及び独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付者の大規模買付行為によって、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく毀損されるおそれがあるものと判断したときは、当社取締役会は、相当な対抗措置の発動を決議することができるものとします。

具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、原則として、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれのある大規模買付行為に該当するものと考えます。

- a 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買付を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- b 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会

社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買付を行っている」と判断される場合

- c 当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買付を行っている」と判断される場合
- d 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買付を行っている」と判断される場合
- e 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと）等、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）
- f 大規模買付者による大規模買付行為の実行後における消費者、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主の皆様はもとより、消費者、取引先、従業員、その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値及び株主共同の利益の毀損のおそれ又は当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- g 買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における消費者、取引先、当社従業員、その他利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付であると合理的な根拠をもって判断される場合

(3) 対抗措置発動の手続

当社取締役会は、具体的な対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会の勧告を最大限尊重し、また、アドバイザー等の意見も考慮するものとします。

当社取締役会が対抗措置の発動に関する決議を行った場合には、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が相当と認める事項を株主の皆様に開示します。

また、当社取締役会は、大規模買付行為の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮した上、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、速やかに株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。なお、当該判断を行うにあたっては、独立委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合には当該勧告を最大限に尊重するものとします。また、当社は、株主意思確認総会を招集する場合には、株主意思確認総会を招集する旨その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

株主意思確認総会を開催する際には、速やかに当該株主意思確認総会において議決権を行使できる株主の皆様を確定するための基準日を定め、会社法の定めに従い、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主意思確認総会において議決権を行使することができる株主の皆様は、当該基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様とします。なお、株主意思確認総会の決議は、法令又は当社の定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の皆様の議決権の過半数をもって行うものとします。

株主意思確認総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

大規模買付者は、当社取締役会による検討期間が終了するまでの間、又は株主意思確認総会が開催される場合には、株主意思確認総会において大規模買付対抗措置の発動の是非について決議がなされるまでの間、大規模買付行為を開始することはできないものとします。

なお、当社取締役会又は株主意思確認総会において対抗措置の発動が決議された後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、当社取締役会において対抗措置の発動が適切でないと判断する場合には、独立委員会の勧告及びアドバイザー等の意見を踏まえた上で、対抗措置の発動の中止又は変更（対抗措置として新株予約権の無償割当ての実行を決議した場合の当該無償割当ての中止、新株予約権の無償割当ての実行後における当該新株予約権の無償取得等を含みますが、これに限定されません。）を行うことができるものとします。

(4) 大規模買付行為に関する提案の撤回の申し入れ

当社取締役会又は株主意思確認総会において対抗措置の発動が決議された場合、当社取締役会は、大規模買付者に対して、必要情報に記載された大規模買付行為に関する提案を撤回するよう申し入れます。

大規模買付者は、かかる撤回の申し入れを真摯に検討するものとします。

8 本対応策の有効期間、廃止及び変更

本対応策の発行及び有効期間は、平成28年6月28日開催予定の本定時株主総会の終結の時から平成31年6月開催予定の平成31年3月期に関する当社の定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当社取締役会は、本定時株主総会において、株主の皆様の意思を確認するために本対応策の承認を議案として提出するものとし、これについて株主の皆様の賛同が得られなかった場合には、その時点で本対応策は廃止されるものとします。

また、上記の有効期間満了時に大規模買付者が出現している場合には、本対応策は、当該時点において当該大規模買付者が企図する大規模買付行為に対して合理的な措置をとる範囲内で、なお効力を有するものとします。

本対応策は、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議の時点をもって廃止されるものとします。

当社取締役会は、今後の法令の改正、司法判断の動向、当社が上場する金融商品取引所その他の公的機関の見解等を踏まえ、本対応策の変更が望ましいものと判断した場合には、当社の企業

価値及び株主共同の利益の確保・向上のために、本対応策を変更することができるものとします。

第6 本対応策の合理性について

1 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（①企業価値・株主共同の利益を確保・向上するものであること、②事前に開示し、株主意識に依拠したものであること、及び③必要性、相当性を備えるものであること）を充足しています。また、本対応策は、経済産業省企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」を踏まえた内容となっております。

2 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本対応策は、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するために、大規模買付者が従うべきルール、並びに当社が発動しうる対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

また、大規模買付ルールの内容並びに対抗措置の内容及び発動要件は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という目的に照らして合理的であり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

3 本対応策について継続的な開示を行うこと

当社取締役会は、関係法令の整備、他社の動向等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、本対応策について随時見直しを行うこととしており、本対応策につき内容の修正、変更又は廃止等を行った場合には、これらについて、速やかに株主の皆様を開示します。

4 株主意識が反映されていること

本対応策は、平成28年6月28日開催予定の本定時株主総会において議案として提出し、株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、その時点で廃止されるものとします。また、本対応策にはその有効期間を3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応策は当該時点で廃止されるものとしますので、株主の皆様のご意向に従い廃止することが可能です。

5 取締役会の判断の客観性・合理性が確保されていること

本対応策においては、対抗措置の発動等に際して、取締役の恣意的判断を排除し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から客観的に適切な判断を行うための諮問機関として独立委員会を設置することとしております。独立委員は、厳格な基準の下で選任され（別紙1の「独立委員会の構成及び選任基準等」をご参照下さい。）、また、独立委員を解任するには当社取締役会において出席取締役の3分の2以上の賛成によらなければなりませんので（上記別紙1をご参照下さい。）、当社取締役会の恣意的な判断を遮断する高度な独立性、公平性が確保されております。また、独立委員会は、大規模買付者が出現した場合、当社の費用負担において、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、その他の専門家を含みます。）の助言を受けることができますので、独立委員会の実質的な判断の独立性、公平性、中立性及び客観性も担保されております。当社取締役会は、対抗措置の発動等の決定に先立ち、独立委員会の勧告を得る必要があります。また当社取締役会にかかる独立委員会の勧告を最大限尊重しなければなりませんので、これにより、当社取締役会による恣意的判断が排除されることとなります。

6 デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止することができますので、大規模買付者は、自己が指名し、株主総会で選任された取締役によって構成される当社取締役会の決議により、本対応策を廃止することができます。この意味において、本対応策は、当社取締役会の構成員の過半数を交代させた場合でも買収防衛策の発動を阻止できないデッドハンド型買収防衛策には当たりません。また、当社取締役の任期は1年とされているため、本対応策は、取締役の交替を一度に行うことができず、買収防衛策の発動を阻止することが困難なスローハンド型買収防衛策にも該当しません。

第7 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に及ぼす影響について

1 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主の皆様をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

2 対抗措置の発動が株主及び投資家の皆様に及ぼす影響等

対抗措置を発動した場合でも、大規模買付者の法的権利又は経済的利益に損失が生じる可能性があります。それ以外の株主の皆様は、法的権利又は経済的利益に格別の損失が生じることは想定しておりません。当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合は、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

対抗措置として株主の皆様に対する新株予約権の無償割当てが行われる場合は、当社取締役会が決定し公告する基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、申込の手続等を要することなく、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられます。また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。かかる手続を行わない場合は、当該株主の皆様の1株当たりの株式価値が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、大規模買付者及び特別関係者等にあたらぬこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

また、当社取締役会は、上記第5第7項(3)に従い、対抗措置の発動の中止又は変更として、新株予約権の無償割当ての中止又は新株予約権の無償割当ての実行後における当該新株予約権の無償取得を行うことがあります。この場合、新たな株式の発行は行われず、当社株式1株当たりの株式価値の希釈化は生じないこととなります。したがって、新たに株式が発行されることを前提として変動した取引価格にて売買を行った投資家の皆様は、株価変動により相応の損害を被る可能性があります。

なお、割当て方法、名義書換の方法、行使の方法、払込みの方法及び当社による取得の方法等の詳細につきましては、対抗措置発動の当社取締役会決議後、株主の皆様に対し、相当な方法によってお知らせいたします。

以上

※この資料は、次の記者クラブに配布いたします。

兜倶楽部（東証）、農政クラブ、東商クラブ

大阪証券記者クラブ（大証）、大阪商工記者会

別紙1 独立委員会の構成及び選任基準等

1. 対抗措置発動の運用に際し、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役・社外監査役の中から下記8の基準を満たす社外取締役、社外監査役によって構成される委員会（以下、「独立委員会」といいます。）を設置する。
2. 独立委員会は、3名以上の構成員（以下、「独立委員」といいます。）で構成される。
3. 独立委員の選任及び解任は、当社取締役会の決議によってこれを決定する。ただし、当社取締役会による独立委員の解任決議は、出席取締役の3分の2以上の賛成による。
4. 独立委員会の決議は、独立委員の過半数が出席する会議において、出席者の過半数が賛成する場合に、可決される。
5. 上記3及び4の決議において、議案に関し利害関係を有する独立委員は、決議に参加できず、またその数は定足数より控除される。
6. 独立委員会は、必要に応じて、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、その他の専門家を含みます。）に助言を求めることができる。
7. 当社取締役会は、独立委員会から勧告等を受けた場合には、その内容を最大限尊重する。
8. 独立委員の選任基準
当社取締役会は、独立委員を、以下に定めるすべての基準を満たす社外取締役、社外監査役の中から選任する。
 - (1) 現在及び過去において、当社又は当社の子会社の業務を行う取締役、執行役、従業員、若しくは監査役、又はこれらの者の親族（「親族」とは、民法第725条に定める親族を意味し、以下同様とします。）ではないこと（ただし、当社の社外取締役及び社外監査役は除きます。）
 - (2) 主要な取引先の実業取締役、執行役若しくは従業員、又はこれらの者の親族ではないこと（「主要な取引先」とは、過去5年間の当社の連結売上高の平均の2%を超える金額の取引を、当社との間で行う取引先（仕入先等を含むが、これに限らない。）を意味し、以下同様とします。）
 - (3) 当社及び主要な取引先の外部アドバイザー又はその親族ではないこと
 - (4) 当社の代表取締役が取締役を兼任している会社の取締役、執行役、従業員若しくは外部アドバイザー、又はこれらの者の親族ではないこと

以上

別紙2 独立委員会の委員の氏名及び略歴

向井千杉 (むかい ちすぎ)

昭和22年生まれ

昭和50年4月 東京地方裁判所判事補

昭和62年4月 名古屋地方裁判所判事 (名古屋高等裁判所判事職務代行)

平成元年4月 弁護士登録 西綜合法律事務所 (現在に至る)

平成13年4月 東京家庭裁判所調停委員

平成19年10月 中央建設工事紛争審査会 (国土交通省) 特別委員 (現在に至る)

平成27年6月 当社監査役 (現在に至る)・独立役員 (現在に至る)

(新任)

石倉洋子 (いしくら ようこ)

昭和24年生まれ

昭和60年7月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク日本支社マネージャー

平成12年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

平成16年4月 日本郵政公社社外理事 (非常勤)

平成17年10月 日本学術会議副会長

平成18年6月 株式会社商船三井取締役

平成22年6月 当社取締役 (現在に至る)・独立役員 (現在に至る)

富士通株式会社取締役

平成23年4月 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授

平成24年4月 一橋大学名誉教授 (現在に至る)

平成24年6月 ライフネット生命保険株式会社取締役 (現在に至る)

平成26年6月 双日株式会社取締役 (現在に至る)

平成27年6月 株式会社資生堂取締役 (現在に至る)

(新任)

軽部征夫 (かるべ いさお)

昭和17年生まれ

昭和47年8月 アメリカ・イリノイ大学食品科学科 (博士研究員)

昭和55年7月 東京工業大学資源化学研究所助教授

昭和60年2月 同 教授

昭和 63 年 4 月 東京大学先端科学技術研究センター教授
平成 11 年 4 月 東京大学国際産学共同研究センター長
東京大学先端科学技術研究センター教授（併任）
平成 13 年 4 月 東京大学国際産学共同研究センター教授
東京大学先端科学技術研究センター教授（併任）
平成 14 年 4 月 東京工科大学片柳研究所教授
独立行政法人産業技術総合研究所
先端バイオエレクトロニクス研究ラボ長
平成 15 年 4 月 東京工科大学バイオニクス学部長
平成 15 年 8 月 独立行政法人産業技術総合研究所
バイオニクス研究センター長
平成 17 年 4 月 東京工科大学 副学長
平成 20 年 6 月 東京工科大学 学長（現在に至る）
平成 21 年 4 月 独立行政法人産業技術総合研究所
連携研究体バイオ技術産業化センター 連携研究体長
平成 27 年 6 月 当社取締役（現在に至る）・独立役員（現在に至る）

以上

上記各独立委員予定者と当社の間には特別な利害関係はありません。

尚、社外監査役向井千杉氏、社外取締役石倉洋子氏・軽部征夫氏は上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

別紙3 新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 割り当てる新株予約権の総数

割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が当該新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定める数とする。当社取締役会は、割り当てる新株予約権の総数を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 新株予約権の払込金額

無償とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使期間、行使条件及び取得条項等

新株予約権の行使期間、行使条件（大規模買付者及びその特別関係者若しくは共同保有者並びに大規模買付者のために当社株式又は新株予約権を保有する者（以下、「非適格者」という。）による権利行使は認められない旨の差別的行使条件を付すことがあり得る。）、取得条項（非適格者か否かにより取得の有無等の取扱いが異なる可能性がある。）、その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。但し、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

8. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

以上

別紙4 当社株式・株主の状況（平成28年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数

普通株式 500,000,000 株

2. 発行済株式総数

普通株式 117,463,685 株

3. 株主数

51,861 名

4. 所有者別状況

所有者区分	株主数 (名)	所有株式数 (百株)	所有株式数割合 (%)
金融機関	95	299,710	25.52
証券会社	36	5,031	0.43
その他の国内法人	458	430,399	36.64
外国法人等	429	201,716	17.17
個人その他	50,842	143,397	12.21
自己名義株式	1	94,381	8.03
合 計	51,861	1,174,636	100.00

5. 大株主（上位10名）の状況

氏名又は名称	所有株式数 (百株)	所有株式数割合 (%)
公益財団法人安藤スポーツ・食文化振興財団	79,043	7.32
三菱商事株式会社	78,000	7.22
伊藤忠商事株式会社	54,000	5.00
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	44,450	4.11
株式会社安藤インターナショナル	39,455	3.65
株式会社みずほ銀行	33,750	3.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	30,800	2.85
株式会社三菱東京UFJ銀行	26,285	2.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託 口)	25,600	2.37
小野薬品工業株式会社	24,604	2.28
合 計	435,987	38.07

(注) 所有株式数割合は、自己株式(94,381百株)を除く発行済株式の総数を分母として算出しております。

以上